

新型コロナウイルス感染症と診断された有明保健所管内の方へ

(荒尾市・玉名市・玉東町・南関町・長洲町・和水町)

疫学調査のご自身での入力・登録をよろしくお願ひします！！

感染症法に基づき、保健所から患者様の病状や基礎疾患等に係る調査を行います。新型コロナウイルス感染症と医師から診断を受けた方は、熊本県の電子申請サービスにアクセスし、現在の症状等についてご登録をお願いします。

なお、電子申請サービスにアクセスできない方には、病院からの届出をうけて、保健所から順次ご連絡差し上げますが、かなり時間を要する場合があります。電子申請サービスでご登録いただくことで、迅速かつ正確に状況確認ができますので、可能な限りご協力をお願いいたします。



電子申請サービスはこちらのQRコードからアクセスできます

入力いただいた内容をもって調査とさせていただきます。ただし、内容の確認のため有明保健所から電話をする場合がありますので御協力ください。

熊本県有明保健所

0968-72-2184 (平日・休日 8:30~17:15)

※夜間は緊急時のみ対応いたします

裏面も必ず御確認ください

療養に関する大事なお知らせです。必ずご一読ください。

【療養期間について】

療養期間は以下のとおりです。療養期間が過ぎれば陰性確認せずに通常の生活に戻れます。

- 有症状の人：発症日から 10 日間が経過し、かつ、症状軽快後 3 日経過するまでの期間。
※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、咳等呼吸器症状が改善傾向にある状態のことです。
- 無症状の人：検査日から 7 日間が経過した日までの期間。

【濃厚接触者について】

- 陽性者の発症 2 日前（無症状の場合は検体採取日の 2 日前）以降に、下記のような接触のあった方は濃厚接触者です。原則、同居家族は濃厚接触者になります。
- 濃厚接触者は、最終接触日（自宅で療養する場合は、部屋を分ける等家庭内での感染対策をとった日）を 0 日目とし、7 日目までは不要不急の外出を控えてください。
- 濃厚接触者に症状が出現した場合には、かかりつけの医療機関へ電話相談・受診して下さい。

＜濃厚接触者＞

- 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）
- 手で触れることのできる距離（目安として 1m 以内）でマスクなど必要な感染予防策なしで患者と 15 分以上接触のあった方
- 適切な感染防護具なしに患者を診察、看護、介護していた方
- 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方

【療養期間中の災害時の注意事項について】

- ①市町村が公表しているハザードマップ等で自宅等の療養場所が危険区域に該当しているか確認してください。
- ②災害が発生した際に避難の必要性を感じた場合は、速やかに保健所に連絡をしてください。保健所担当者が、避難先を調整します。
- ③地震など突発的な災害で避難所に避難する場合は、必ず事前に役場に電話してください。

【連絡先】

	自宅が危険区域に該当しているかどうかを確認する場合	避難所に避難する場合
荒尾市	防災安全課 0968-63-1395	防災安全課 0968-63-1395
玉名市	防災安全課 0968-75-1130	防災安全課 0968-75-1130
玉東町	総務課 0968-85-3111（代表）	総務課 0968-85-3111（代表）
南関町	総務課 0968-57-8500	健康推進課 0968-53-3298
長洲町	総務課防災交通係 0968-78-3104	総務課防災交通係 0968-78-3104
和水町	総務課 0968-86-5720	保健子ども課 0968-86-5730